

平成24年第2回定例会 文教常任委員会

平成24年7月4日

亀井委員

4会派目の質問ですから、なるべく重複を避けながら質問したいと思います。  
前回の質疑の内容を掘り下げながらの質問となりますが、前回、外部評価委員会の審査を覆した事例として、四季の森公園、三ツ池公園、県営住宅と答弁があったかと思うのですけれども、そういうことでよいのでしょうか。

スポーツ課長

評価委員会の評価結果と異なる者を選定した事例ということで、平成20年度に3件ございまして、内容は、今委員がお話しされたとおりでございます。

亀井委員

私は、そのときにたまたま建設常任委員会におりまして、よく内容を把握しているのですが、今回のこの三つの事例が出されたときに思ったのは、前回の三つの事例は、65対60のような大差ではなく、385対379くらいの非常に僅差だったのです。

そのときは、やはり指定管理料は民間の方が安いので、民間活力を利用するという流れがあった。そして、このときは、内部評価のときに加点はしていないのです。今回、この三つの事例を挙げているのですが、今回の件とは全く異質のものと思うのですけれども、これら三つの事例を挙げたのは、どういう観点からでしょうか。

スポーツ課長

この事例は、評価委員会の結論とは異なる者を指定管理者候補として選定したという点での共通点ということでお答えしたものでございます。

ただ、当時は、評価委員それぞれが点数を付け、評価委員間で調整するということがなく、各評価委員の合計点が評価点となっておりましたので、今回のように評価委員間で協議をして、評価委員会として最終的な評価を決定するのではなかったという制度の相違がございまして、評価委員会の評価結果と異なる結論としたという意味でお答えさせていただきました。

亀井委員

この三つの事例は、他部局のもので、当時の県土整備部の事例を出すのはおかしいと思います。今回とは内容が全然違うものであり、今までの県土整備部での議論も踏まえて、今回この事例を出したということをどのように考えているのでしょうか。

スポーツ課長

外部評価委員会の位置付けというお話に戻ってしまうのですが、外部評価委員会は、指定管理者候補を選定する際の手続の透明性、公平性を確保するため、

第三者の立場から、また専門的視点からの意見を聞くことを目的として設置してございます。

その意味で、外部評価委員会の結果は、大変重く受け止めなければならないと考えております。そういった中で、御指摘のように、指定管理料が安いといった視点に着目したものであるとしましても、県当局として違う判断を下しましたので、本質的な部分では同じであると考えたものでございます。

亀井委員

三つの事例のときは、当局は非常に苦勞して、民間の方に業務を渡したので、全く私の認識とは違います。

先ほど、透明性、公平性と言われましたが、もちろんその透明性、公平性は追及しなければなりません。今回、外部評価委員会の議事録は公開されていて、内部評価は、理由付けはあるにしろ、6点加点されているのですが、指定管理者選定の仕組みとして、外部評価はほとんどオープン、内部評価はオープンにされないということについては、どのように考えているのでしょうか。

スポーツ課長

現在、ホームページでは、行政改革推進本部の、最終的に県として確認した場面のやりとりもかなり細かく資料も含めて公開しているところではございます。そういった意味では、どのような経過であったかということは説明をさせていただいていると認識してございます。

亀井委員

透明性は非常に欠けているのではないかと思うので、私はそうは思いません。

次の質問ですが、これも前回の質疑であったと思うのですが、今回、内部評価委員会の方で評価をして、一般社団法人神奈川県射撃協会というところに66点が付いたということです。そのとき、伊勢原射撃場は維持運営費を利用料金で賄った上で、射撃協会は年間440万円、5年間で2,200万円の納付金を、県に納付していただくという提案内容がありました。この金額は、確実に県に入ってくるのか、確証があるのかについてお聞きしたいと思います。

スポーツ課長

今回の議案を御議決いただければ、今後、指定管理者と基本協定、年度協定を締結いたします。その際には、当然のこととして、提案書に記載された内容で締結することとなっております。その中で、この協定にのっとり事業を実施していくということが大前提となっております。

また、年度ごとに、モニタリングの仕組みなどの細かい規定も設けまして、行政としましても、しっかり指導監督してまいります。その中で、特に納付金につきましては、指定管理者が提案した内容でございますので、きっちりと納付金額をいただくということとなっております。

亀井委員

議事録の中で、評価委員の方が、射撃協会に関しては、納付金が多めであると感じると言っています。これは、委託を受けることを前提に、この数字を出しているのではないですか。

スポーツ課長

確かに、評価委員会の中でそのような発言がございました。

現在の銃砲の免許は、3年ごとに更新しなければならないのですが、そのときに講習を受けなければならず、そういったものを、射撃協会としては是非引き受けていきたいとして出された試算であったと考えます。そういった中で、この年間 440万円という金額が出されておりました。

また、県内の射撃場は、クレー射撃場は大井射撃場にございますが、ライフル射撃場は他にはございません。そういったことを考えますと、当法人が今回委託を受けるということにつきましては、可能性として十分ございましたし、評価委員の判断も、提案の内容として実現可能性がないものではなく、十分やっていただけだろうということで、一番良い点が付いたものであると考えます。

亀井委員

資料7ページの管理経費の節減等の中に、節減努力等のところが、配点20点になっているのですが、火薬商組合は1点となっています。一方、射撃協会は3点ということで、この1点と3点の差というのは、この納付金額の差が前提になっているということでしょうか。

スポーツ課長

そのとおりでございます。

亀井委員

そうすると、要するに確証がないうちに、高い金額を当てはめて計算したら3点になった、確実に受託ができるかどうか分からないうちに3点になっていたということなのではないでしょうか。もしも納付金が確保できなかったらどうなるのでしょうか。

スポーツ課長

先ほどのお答えと重複する部分もございますが、指定管理者制度の仕組みとしまして、提案内容は、いろいろと具体案が出されてございますが、その全てが実現する保証は確かにございません。

そういった中で、こちらとしましては、提案書に書かれた以上は、きっちりやっていただきます。そのために、指導監督をしておりますし、提案内容できていなければ、改善勧告といったものもございます。勧告に従わない場合は、指定の取消しを、制度として担保することで、現在運用してございますので、伊勢原射撃場につきましても、当然そのように行ってまいります。

亀井委員

私が申し上げたこの3点が危ないという理由は、5人の評価委員のうち、3点を付けている方が3人いるのですが、確証が全くなく、受託されるかどうか分からないという理由で0点を付けている方が2人いるのです。

それに比べますと、この火薬商組合の方は、提案をそのまま数式に当てはめ、妥当な点数ということで、外部評価委員会全員が1点を付けています。このように、確証がないことで3点の数字を付けて、評価を覆してよいのでしょうか。

スポーツ課長

当局としましては、当然、納付金額が多ければ多いほどよいということは、当然のこととございまして、そういった中で、全く実現可能性がないような話であれば、それはまた当然、当局としましては、それは確認しなければいけないということになろうかと思えます。

ただ、先ほども申し上げましたが、例えば、ライフル銃をお持ちの方というのは、今、県内にライフル射撃場がないので、県外で更新のための講習を受けている状況とございます。クレー射撃場につきましても、県内に1箇所しかございません。

こういった中で、評価委員の方が、提案内容に全く可能性がないわけではないと判断されて、最終的には、火薬商組合より高い評価をされたということでございまして、この点に関しましては、当局としても、同様に考えたということとございます。

亀井委員

プレゼンの際の印象がマイナスに影響して、評価委員が5人とも劣っているという評価を出している法人に、今後の来場者数が不明確である状態で委託するのは、私は危険であると感じます。

次に、サービスの向上、利用促進のための取組、利用者等の対応については、射撃協会に満点が付けられています。これは相対評価で、射撃協会がトップに立っているのだったら分かるのですが、絶対評価の中で、5人の評価委員の方がこの点数はどうかと言われていました。

その中で、非の打ちどころがないということで、15点を付けた根拠、誰が付けたのか、どのように付けたのか、そしてどんな資料を基に、どういう前提条件を基に付けたのか、お聞きしたいと思います。また、3点の加点についてですが、なぜ3点でなければいけなかったのかと、3点の中身をお聞きしたいと思います。

スポーツ課長

まず、12点を15点に変えたということとございますが、評価の段階で、12点の上に中間点としての13、14点はなく、その上が15点になるということ、12点よりよければ、15点になるという仕組みとなっております。

また、射撃協会の提案をとてよいと判断した理由とございますが、射撃協会の提案の中で、やはり、全国規模の公式競技大会を誘致できるといったこと

が具体性をもって書かれておりました。今、射撃人口が非常に少なくなっておりまして、減少傾向にございますが、そういった競技人口を増やすための取組としての、例えば、県立高校に対する射撃部の創設の働き掛け、あるいは、高校文化祭でのピー ムライフルの体験射撃教室の実施、そのような様々な角度から、射撃競技の振興につながるような取組が、かなり詳細に具体的に書かれてございました。

火薬商組合も、当然、項目としては、書かれていたのですが、そういった具体性という意味では、やはり両者の比較においては、明らかに差があると判断をしました。ボリューム的にも、先日もお答えしましたが、射撃協会の提案書の分量が、火薬商組合のほぼ倍はございました。これは、分量だけでなく、中身としましても、大きいな違いがある中で、同じ点数ということではなく、射撃協会を15点に させていただいたという次第でございます。

亀井委員

前日もボリュームの話が出ますが、1.8センチだとか、100ページ、10ページ だとか、半分以下の提案、倍の提案であるとかは関係なくて、しっかりまとまっていれば、私は3 ページでもいいと思っています。そんなものを100ページ書こうが、200ページ書こうが、まとまっていなければ紙の無駄だと思うのです。

ここの大項目のところに、利用促進のための取組、利用者への対応と書いてありますが、もしこの5人の方々が利用者であったら、ここは嫌だと感じたのだと思います。確かに、プレゼンに来た人たちは、多分接客はしないのでしょうが、一事が 万事ということで、こういう方々のいる団体が指定管理者になるのを嫌がったのだらうと思うのです。こういうマイナスの部分は加味していいと思うのですが、 どのように考えていますか。

スポーツ課長

プレゼンの印象等についてでございますが、こちらとしましては、プレゼンについて、当然、受け答えというのは、評価の対象になりますけれども、その際の印象自体は、やはりプレゼンの評価の対象でないと考えております。

亀井委員

このようなやり方では、応募しづらくなるのではないのでしょうか。なぜなら、自分たちのこれからの目的なり、方向性なり、やる気なり、ポテンシャルなり、それを出さなければいけない、表現しなければいけないと思って、そこに照準を絞って 来ているのに、特定の者には、後から、あなたはポテンシャルが高いから点数を上げてあげるよと言われるのだったら、はっきり言ってプレゼンの意味はないと思います。プレゼンをやめた方がいいのではないのでしょうか。

スポーツ課長

プレゼンテーションには、色々な捉え方、あるいはいろいろなそのプレゼンテーションの意味合いというのがあり、一通りではないと思います。ただ、現在の本県の指定管理者制度の中で、行われているプレゼンでございますが、や

はり評価委員としての委員の方が、提案書に記載された内容を適正に評価するために、直接、提案書に記載された事実あるいは疑問に思ったことを確認する場であると捉えているところがございます。その中で、受け答えの内容はもちろん評価の対象になりますが、その際の印象自体は対象外になると捉えております。

#### 亀井委員

そういう御答弁だったら、それこそ外部評価は要らないのではないのでしょうか。内部評価だけで、書面審査だけでいいのではないですか。

#### スポーツ課長

今回、少し特殊性が見られましたのは、プレゼンの印象に、全委員が引きずられている部分にあると思います。委員の皆様がそういう印象をお持ちになって、結局、それが採点の中でも、マイナスに働きました。しかも、それを委員の方に確認させていただいたところ、全委員がそういった話をしていたという経過がございました。

#### 教育局長

今までのやりとりをずっと聞いておまして、何点か補足を含めてお話しさせていただきたいと思います。長い答弁となることを御容赦いただきたいと思います。

一つは、評価点を我々当局が付け直したと受け止められているように思ったのですが、この評価委員会が下したこの評価、つまり、プレゼンの印象を含めて評価していただいたということに関しまして、我々当局としましては、それはそのまま そのとおりであると受け止めているわけがございます。

ただ、先日からの答弁の中で、御理解いただいたとは思うのですが、余りにも射撃協会に対して低い点数の採点が行われているという疑問があったわけでございます。細かい部分も含めまして、射撃協会に対する少数の意見が尊重されて、点数が低くなっているという反面、火薬商組合は、少数の委員が高い点数を付けただけであるのに、その少数の高い点が付けられているなど、色々な疑問があったわけでございます。

そこで、疑問を解消するために、評価委員にお会いしたところ、プレゼンの印象というものが非常に色濃く出てきたので、そのマイナス部分については、補正しなければならないと考えました。それは、議会とのこれまでのやりとりの中から、プレゼンのプロのような人を連れてきて、プレゼンを非常にうまくやり抜けたら、点数が高くなるのではないかというような懸念が示されまして、プレゼンのよしあしに大きく左右されることはあってはならないという御指摘があったからでございます。

そのような流れの中から、あくまでも申請書を中心において、申請書に対するアピールポイントだとか、評価委員から申請書の中で疑問を持った箇所について、補足をするために行うのがプレゼンであるという位置付けになりました。もちろん、世間では、プレゼンをうまくできるのが、その団体の能力を示すも

のだと位置付けて評価をするというものもございませし、そちらが主流であると思うのですが、本県の指定管理者を選定する上でのプレゼンの位置付けというのは、ただいま申し上げましたとおり、プレゼンの印象に大きく左右されるものであってはならないということがありましたので、そこは我々当局も注意したところでございます。

そして、今回、利用促進のための取組、利用者への対応の項目を、なぜ15点という満点を付けたのかという御質問がございましたが、まず、火薬商組合の点数につきましては、我々当局は補正しておりません。また、射撃協会の点数だけを3点補正しまして、射撃協会の点数の方が高いという形でお見せしたのは、評価を全部やり直して、絶対的にこの団体が何点であるというものを提出したものでございませし。それをやっちゃいますと、委員が御質問されているように、外部評価委員会が必要ないということになります。

我々当局は、外部評価委員会が判断を下したものは尊重し、全てをそのまま採用したいのでございますが、どうしても疑問として放置できない三つの点についてだけ検証したところ、それで射撃協会が火薬商組合を上回ったということでございます。

もし、外部評価委員会の評価を全部やりなおす、外部評価委員会は要らないということになったならば、当然第3位、4位の団体についても検証しなければなりません。ですから、ベースとしては、外部評価委員会の評価を是としており、どうしても疑問だった三つの点についてだけ、補正したということでございます。

それは、内部の判断が不透明であってはならない中で、点数を放置したまま、射撃協会の方がよいとすることは、説明責任を果たしておりませしので、点数につきましても、射撃協会の方が上回っているということ、きちんと県民の方に分かっていただくために、お見せしたものであるということでございます。点数のやり直しを始めますと、火薬商組合もその他の団体もどうだったのかということになってまいりますので、それを避けたということでございます。

したがいまして、総合点が66点というのは、絶対的な点数として66点が正しいということではございませし。つまり、他にも小さな疑問などがいろいろございませしので、補正していけば、ああではないか、こうではないかという議論は、まだ存在すると思うのですが、要するに、5点の差はあるものの、実質的には5点の差もないということ、申し上げておきたいと思ひます。

それから、委員会資料の中でお示しさせていただいたのですが、もう一点大事なのは、事業の遂行能力という点でございます。我々が一番大事にしておりませしのが、競技振興、地域振興という項目でございます。15点満点を付けた項目に関わってくる部分なのですが、射撃協会は、競技を主催する団体でございますので、競技会を開くということにおきまして、右に出る者はいないわけでございます。一方で、火薬商組合は、どのように提案しているかといひますと、大会等は各射撃協会の協力を得て開くという旨の記載になっておりませし。つまり、協力を前提として、大会が開けるということが書かれておりませし、火薬商組合単独でなく、各射撃協会と協力してやりたい、そうでなければ大会を

開催できないという認識であると考えました。そして、射撃協会は、単独で国際レベルの大会を誘致する旨の提案がございました。

我々行政として責任を感じますのは、伊勢原射撃場が、約70億円という税金を投じた、非常に特殊な施設ということでございます。これは、何とかして県民の皆様に還元していかなければいけないので、ただ施設を安全に、確実に運営できれば、よいとは思っておりません。この施設を活用して、競技会が行われて、その結果、競技が振興され、さらに、地元まで潤うといった、大きなところまで、県民の皆様にどれだけ還元できるかというところが一番大きなポイントと考えてございます。

その上で、両者を見比べてみますと、明らかに射撃協会の方が上であるという部分がございます。これは委員会資料にも記載しておりますが、だからこそ、射撃協会を候補として選定したいという一番の内容となっております。ただ、点数を放置したまま、競技振興の部分だけを見て結果を出すのでは、それこそ不透明なものとなってしまいますので、三つの点を直しただけでも、点数につきましても、火薬商組合と遜色はないということを御理解いただくために、このような見せ方をした次第でございます。

したがって、プレゼンは要らないのではないかと、それから点数がおかしいのではないかと、という部分につきましては、今私が申し上げました選定の流れというものを、御理解いただきたいと思います。

#### 亀井委員

今、長く御答弁いただいて、内容はほぼ理解いたしました。

局長がおっしゃったように、3箇所以外の他の部分も見直せば、それこそ火薬商組合が勝った項目もあったのかなと思います。全部の項目を見直してしまうと、外部評価委員会の存在意義もなくなってしまいます。

基準点は何点なのか、公表されていないので分からないのですが、2団体に絞って、もう一度外部評価委員会に見てもらい、決戦投票をさせるくらいのことを考えていった方が、県民の理解がより及ぶのではないかと思います。

また、プレゼンのよしあしについて、局長もおっしゃったとおり、プレゼンのプロフェッショナルが来て、それこそ昨日今日練習をただけの人と競えば、提案内容は劣っていても、プロが勝つだろうと思います。そういうことではなくて、前回の質疑のときに、射撃協会は自信過剰であり、もっと謙虚にやればよかったと答弁がありましたので、プレゼンのよしあしではなくて、そういう態度が、利用者に対しても出てしまうのではないかとというのが、私の懸念なのです。これは、プレゼンが上手、下手以前の問題だと思います。傲慢な態度であったからこそ、外部評価委員5人全員が嫌がり、そのような傲慢な団体に任せてしまったら、客が来ないという判断であったと私は認識したのですが、どうなのでしょう。

#### 教育局長

委員が今おっしゃったことは、非常に重要なことであると思っております。

1人だけでなく、5人が同じ反応を示すというのは、確かにそういった点はあ

ると受け止めるのが当然でございます。教育局の選定会議、行政改革推進本部を開く中で、我々も懸念する部分となっております。

外部評価委員からも、もし行政側が、評価委員と異なった判断をするのであれば、望むことは、伊勢原射撃場が良い運営をされることであって、そのように行政の責任でやっていただきたいということも言われております。

そこで、それを担保していくために、普通であれば、今後、基本協定というものを締結しまして、管理運営の骨子を決めていくのですが、我々は射撃協会と、指定管理者制度のルールに定まっているものではないレベルでの覚書なりを締結しておこうと考え、手続を進めているところでございます。それは、やはり利用者に公平な運営をしていただきたい、また、教育委員会の意見に耳を傾けて運営していただきたいという趣旨で、独断専行というか、横暴な運営が行われないようにという仕掛けづくりを、現在きちんと進めているところでございます。

これが果たされなければ、教育委員会の責任も果たせないと考えており、今後、その点につきましては、最も気を遣いながら、手続を進めてまいりたいと思っております。そして、そのような懸念が排除され、射撃協会によって、良い運営がされていくことに自信をもっておりまして、委員が懸念されるような運営にならないよう全力を尽くしてまいりたいと考えております。

#### 亀井委員

分かりました。少し質問をまた変えます。

前回の質疑でもあったのですが、公認会計士の方が、あとから財務諸表を取り寄せてみたら、その三つの団体には、基金があったり剰余金があったりということで、詳しくは忘れたのですが、財務諸表上は問題がないということであったと記憶しております。その三つの団体について、財務的には問題がなかったということなのですが、伊勢原射撃場を運営するに当たって、射撃協会に、財政的なことか、人的なことか分からないのですが、万が一のことがあった場合は、3団体が責任をとれるような体制づくりは、もうできているのでしょうか。例えば、連帯保証契約のようなものができていないと、責任のなすり合いのようなことになってしまうことが懸念されるのですが、いかがでしょうか。

#### スポーツ課長

もとより、3団体それぞれが申請しているのではございません。一つの社団法人をつくっての申請ということですので、直接的には一般社団法人射撃協会との契約となります。あくまでも3団体は、後ろに控えての間接的な保証をするという位置付けとなります。

ただ、この点につきましては、今回指定管理料を払うのではなく、県が納付金をもらうというような仕組みになっておりますとおり、あくまでも利用料金の中から、指定管理者が指定管理料に相当するものを賄い、更にもその上で、収益がある分を県に納めてもらうということになっておりますので、ある意味財政的な能力というものは、担保となるものがあると言えます。そういったこと

を、もろもろ考慮 する中で、今回火薬商組合との関係において、同じ評価とさせていただいたところでございます。

亀井委員

それで大丈夫なのでしょうか。万が一のことがあったときに、それでしっかりと担保できるということによろしいのですか。

スポーツ課長

これにつきましては、当然、基本協定、年度協定といった協定の中での遵守という点において、きちんと担保されると考えております。

亀井委員

私は、その確証について聞いているのです。連帯保証契約みたいなものを結ばないと、責任のなすり合いになってしまうのではないかとということが懸念されるので、本当に大丈夫なのですか。

教育局長

一般社団法人という形で、指定管理者制度に応募してきた団体でございますが、その中で、さらに、運営におきましては、運営委員会を設置しまして、直接の運営に当たっていくこととなります。もちろん、契約の相手方は一般社団法人でございますが、その中に三つの企業体から役員を出して、その役員同士が責任を持って運営に当たっていくというような体制をとっていくこととでございます。

さらに、この団体は、財務的に担保になるものとしまして、過去から積み上げてきた基金のようなものを持っております。

法人税法等の規定上の位置付けとしまして、この基金が、どのような位置付けとなるのかにつきましては、議論のあるところではございますが、いずれにしましても、今御提案されている440万円を5年間払っていくことができるという事の根拠として、銀行口座の残高を見せてもらっておりますので、基金の担保となるものは存在いたします。この銀行残高につきましては、評価委員会でも説明がなく、なぜその資料が添付されていたのか分からなかったもので、後日確認したところ、そういう意味のある資料であるということとございました。私どもとしましては、運営委員会を設置するということと、基金を持っていることから、しっかりとした運営がなされるものと考えております。

亀井委員

本当に、これから未知数な部分があると思います。選定においては、そういった部分が最終的には重要となるので、その点については、監視をするくらいのことをしていかないと駄目だと思います。

次に、最後に評価点が65対60になったときに、銃砲火薬商組合の方が選ばれるのかなと思ったのですが、銃砲火薬商組合は選ばれないという結果になって

います。銃砲火薬商組合に対する説明責任はしっかりと果たされているのですか。

スポーツ課長

今回のケースでは、評価委員会での評価結果と異なる判断を行っております。落選者の中で、評価委員会において最も評価の高かった団体に対しましては、特に丁寧な説明が必要であると考えております。したがって、当該団体、すなわち銃砲火薬商組合に対しましては、私が直接組合の組合長に通知を持参し、経過や行政としての考え方といったものを丁寧に説明させていただきました。

亀井委員

説明をしたということで、納得されましたか。

スポーツ課長

結果について、納得されたかどうかという点につきましては不明でございますけれども、選定経過について丁寧に御説明しましたところ、行政としてそのように考えて判断をしたということにつきましては、御理解いただけたと考えております。

亀井委員

ここまで考える必要はないかもしれませんが、銃砲火薬商組合からの訴訟に備えるようなことは必要ないでしょうか。

スポーツ課長

指定管理者に指定されなかった団体が、不服申立てをできるかどうかという点につきましては、指定しないという行為自体は、処分性というものが認められず、行政処分に当たらないため、不服申立てはできないと解されているところでございます。

亀井委員

点数的な部分に戻りますが、今回の基準点は何点だったのでしょうか。それは公表していなかったのか教えてください。

スポーツ課長

公表しておりませんが、全庁的には6割程度を基準点として、目安としていくところがございます。

亀井委員

6割ということは、60点というふうに県民にも思われてしまうかもしれません。公表していないということですが、私には60点くらいかなと思ってしまいます。

何が言いたいかという、先ほど述べたように、この一連の過程、特に内部評価について透明性に欠けると思うということなのです。やはり早急にルール決めを行わないといけないと思います。というのは、26年度以降、これからも更新も含めて指定管理者制度というものが続いていく中で、この教育局の伊勢原射撃場が一つの試金石になると思うからなのです。そういう制度がこれからも続いていく状況で、応募者も含めた県民に、過程が非常に不透明であり、怖いと思わせることは非常にマイナスだと思います。

だから、全部見える化してほしいということではないのですが、ルール決めをしっかりと、県民の皆様に疑念を抱かせないような方針を、早急につくってもらわないといけないと思います。最後に、その点の決意についてお聞きしたいと思います。

#### 教育長

指定管理者選定のルールということでございますが、議会でも様々な御意見を頂き、議論をしながら改善していきたいと考えております。我々も、今回の件を、県民の方に、どのように公平性を持って見てもらえるのかというのが、そもそも出発点となると思います。

最終的に何点になったかということにつきまして、局長の方からも答弁がございましたが、ここに報告書がありまして、その中に、それぞれの委員5人の付けた点数が記載されております。4点、4点、3点、3点、3点となった場合、一般的に3点が付くところ、4点になっている部分がございます、これは高い方に働いた点数の付け方で、逆に3点が2人、4点が3人いた場合に、最終的に3点となっている場合もございます。

こういう部分の説明が、我々としましても難しいところがございます、この報告書自体が、オープンになるものですから、やはりきちんと説明を行っていかないとイケません。こういう説明を、我々がどのようにしていけるかといったことも含めまして、県民の方々に、資料を公表してまいりますので、しっかりと意欲をもってやっていかないとイケないと考えております。

また、内部的な評価の方法が非常に分かりにくいという御指摘もございました。

先ほども述べましたように、どちらかを上げて、どちらかを下げるといった部分がございます。外部評価委員の意見は、意見としてきちんと押さえた上で、絶対評価ではなく、相対評価のような形で、いずれかの点数を是とする場合には、他と比べたときに、その部分は相対的な形の中で見たという意識は働いてございます。

火薬商組合に、良いということで12点を付けていて、大変良いという場合には15点を付けております。12と15との間には13、14という途中の数字があるのに、配点の方法が3、6、9、12、15という5段階であるために、12点の次は15点になるという点等につきましても、きちんと誤解のないように説明していかなければなりません。

制度をもう少しきちんとしていった方がいいのではないかと思いますので、全庁的などころにも、こういうやりとりを報告しまして、より透明性が高まるように工夫をしてみたいと考えております。

亀井委員

以上で質問を終わります。